

鹿児島県介護職員実務者研修受講促進事業の概要について

補助対象者

鹿児島県内にある介護保険事業所・施設及び老人福祉法に基づく養護老人ホーム又は軽費老人ホームを運営する法人等

事業内容

1 研修受講料支援事業費補助

介護職員が介護福祉士実務者研修を受講するために必要な受講料を事業者が負担した場合に、その費用(上限50,000円)に対して助成します。

(1)対象経費

受講料(テキスト代を含む)

(2)助成額

受講料の2分の1以上(50千円を上限とする。)

2 代替職員確保対策事業費補助

介護職員が介護福祉士実務者研修を受講している期間中に、当該従業者に係る代替職員を確保した場合に、その費用(上限:日額12,080円×10日間(介護職員1人当たり))の2分の1を補助します。

(1)対象経費

代替職員に係る人件費(報酬, 給料, 共済費, 賃金, 通勤手当, 派遣料)

(2)助成額

代替職員の確保に要する経費(上限:日額12,080円×10日間)

(3)代替職員の雇用方法等

① 新たに雇用する場合

(正規職員は対象外)

② 既に雇用している非常勤職員の勤務日を増やす場合

既に雇用している非常勤職員の勤務日を増やす場合は、契約書で変更内容の確認を要する。

③ 派遣社員

派遣会社を通じて対象事業所等で従事する派遣職員

※ ①～③の共通事項

実務研修受講者1名に複数の代替職員で対応することは可能。

ただし、代替職員の勤務が重複する日は代替職員のうちいずれか1名について対象とする。

お問い合わせ先

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課介護保険室事業者指導係

電話 099-286-2687

E-mail k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

ホームページ ホーム>健康・福祉>高齢者・介護保険>介護人材確保に向けた
取組>鹿児島県介護職員実務者研修受講促進事業の募集について

【URL】<http://www.pref.kagoshima.jp/ae05/kenko-fukushi/koreisya/jigyosha/jitsumusha.html>